

商工会NEWS

2026年 新春号 №58

発行 南山城村商工会
令和8年1月1日

京都府相楽郡南山城村北大河原久保13-3, 14-5

TEL 0743-93-0100

FAX 0743-93-0244

<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



HP
不掲載

HP インスタ LINE



新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。今年は午年です。午年は、飛躍の年と言われます。馬は前を向いて走りける動物で、夢に向かって突き進み、成長や成功をイメージします。このような年を迎えるにあたり、心よりお慶び申し上げます。

昨年は碾茶ブームで、茶農家を中心に明るい話題がありました。数年前までは、茶はもうダメかなというムードでしたが、それでも何が起きるかわかりません。何をやってもうまくいかないという声も聞きますが、急に訪れた碾茶ブームを見てもわかるとおり、あきらめずに続けていれば、転機が訪れることがあります。とはいっても、惰性で続けているだけではよくありません。考えて工夫をしていきましょう。いろんなチャレンジもしていきましょう。商工会は会員の皆様と共に汗をかきます。

世の中、いろんなことがどんどん変わり、進んでいきます。こういうときは、今までになかったチャンスが生じやすいはずです。ダメだったものが良くなったり、不利なものが有利になったり、売れないものが売れ出したり、安いものが高くなったり、捨てるものが商品になったり、何があるかわかりません。

商工会は村と協力し、皆様の事業を支えてまいります。会員の皆様ご一緒に、飛躍の年にしていきましょう。

南山城村商工会
会長 大久保 徳己

「地域経済の未来へ 南山城村商工会」

寄稿：南山城村長 平沼和彦氏

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

南山城村長の平沼でございます。

旧年中は、南山城村商工会の皆様にはひとかたならぬご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本年も地域の発展を願い、商工業の更なる振興に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、地域として「持続可能な未来」を目指した数々の取り組みが進展し、地域経済の活性化と基盤強化に向けて大きな成果が見られた一年でした。特に南山城村商工会の皆様が主体となった事業や魅力の発信により、地域内外に多くの賑わいをもたらしていただきました。深く敬意を表するとともに、改めて感謝申し上げます。

本年2026年は、さらに時代の変化を見据え、特にデジタル技術の活用や、地域に根ざした伝統と革新を融合させる新たな事業創出を目指し、全村を挙げてチャレンジを進めてまいります。

また、南山城村の豊かな自然や文化を基盤とした観光振興に引き続き力を入れ、国内外から多くの訪問者に愛される地域づくりを推進していきます。そして、若い世代の育成を重要課題と捉え、人材の力を最大限に引き出せる環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティのさらなる活性化を図り、持続可能な未来を拓いてまいる所存です。今年度はこうした取り組みに加え、地域の価値をさらに幅広く発信し、新たな資源やビジネスの可能性を生み出すことも視野に入れていくたいと考えております。

結びに、商工会の皆様、地域の皆様方のますますのご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

南山城村長 平沼 和彦



商工会からの大切なお知らせ



創業セミナー 1月11日・18日・2月1日・15日

精華町商工会館 全4回 日曜日9:00～16:00 定員40名(申込締切済) 受講料8,000円
相楽BSC主催(相楽地域ビジネスサポートセンター/木津川市・相楽地域5商工会で構成)
本セミナーを受講することで、特定創業支援事業や開業・経営承継支援資金の認定を受ける
ことができるようになります(他の要件も満たす必要あり)



永年勤続優良従業員表彰式1月16日(金)

相楽地区商工会連絡協議会主催 精華町商工会館 16時30分～
商工会の会員企業の従業員で、多年にわたりまじめにその職務に励む優良従業員の
永年の功績を讃えるための表彰です



労働保険料 第三期納入は1月20日(火)まで

令和7年12月19日に労働保険事務組合員様宛に納入通知書を発送いたしました
金額をお確かめの上、期日までに納付をお願いいたします
※第三期は納付額なしの事業所もございます ※窓口にて納付の場合は、釣り銭がないようご協力を
お願いいたします



プレミアム商品券 換金期限は1月30日(金)まで

なお、プレミアム商品券の使用期限は令和7年12月31日で終了しております
店頭ののぼり一式は来年度まで事業所にて保存、ポスターは撤去処分をお願いいたします



所得税・消費税の決算申告相談会(個別相談会)

2月19日(木)・2月24日(火)・3月4日(水)・3月9日(月)

[要予約 / 先着順] 詳細はこの商工会NEWS P.11 & 12をご参照ください



合同おしごとフェア 3月2日・4日・5日・6日

ハローワーク木津 9時30分～11時 (南山城村企業の参加は3月6日(金)予定)
相楽BSC主催(相楽地域ビジネスサポートセンター/木津川市・相楽地域5商工会で構成)
1業所1ブースで、直接その場で企業PRと希望者の面談ができる合同企業説明会です



各種補助金のご案内

NEWSで紹介していない全国の補助金・助成金情報など、中小企業向け施策が掲載されていますので、是非ご活用下さい！！

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>

J-Net 21

補助金要望を南山城村長と南山城村議会へ



平沼和彦村長



奥森由治議長

南山城村へ 補助金要望

12月2日（火）、大久保徳己商工会長が平沼和彦村長と奥森由治議長を訪問し、南山城村の深いご理解と格別のご配慮の中で、南山城村商工会育成補助金や、南山城村版知恵の経営ステップアップ補助金など小規模事業者等への手厚いご支援に対し御礼を申し上げるとともに、引き続き一層のご支援と助成を賜るよう要望書を手交しました。

京都府選出国會議員 と商工会長との懇談会

11月19日（火）、東京都内のホテルメトロポリタンエドモントにおいて京都府選出国會議員をお招きし、京都府内商工会長との懇談会が開催されました。

当会 大久保徳己商工会長が出席して、中小企業・小規模事業者への対策強化などについて意見交換を行いました。



西田昌司 参議院議員

西脇京都府知事と商工会長との懇談会

12月17日（水）、都ホテル京都八条において、西脇隆俊京都府知事をお招きし、京都府内商工会長との懇談会が開催されました。

当会 大久保徳己会長が出席して、地域を支える小規模事業者へのさらなる支援などについて意見交換を行いました。



相楽BSC主催 創業キックオフセミナー

12月7日（日）、木津川市商工会館にて、講師に(株)南山城 代表取締役社長 森本健次氏をお招きし、創業を目指す方々を中心に創業キックオフセミナーが開催されました。

参加者は事業立ち上げ時に直面した実体験に基づくリアルな話に熱心に耳を傾け、また、質問が絶えないほど活発な意見交換が行われました。

相楽BSC主催 創業フォローアップセミナー

12月20日（土）、木津川市商工会館にて、中小企業診断士 高松留美氏を講師に招き、過去3年間に創業セミナーを受講された方を対象としたフォローアップセミナーを開催しました。

講義内容の理解を深めるだけでなく、グループワークや休憩時間を通じて、参加者同士の意見交換や情報共有が活発に行われ、相互に学びあう有意義な機会となりました。



商工会全国大会

2025.11.20

11月20日（木）、東京NHKホールにて第65回商工会全国大会を開催しました。

当日は、全国から約3,000名の来場者が集まりました。

来賓としてご出席いただいた**高市早苗**

内閣総理大臣、**小林鷹之**自由民主党政

務調査会長、**藤田文武**日本維新の会共

同代表、**野田佳彦**立憲民主党代表、

玉木雄一郎国民民主党代表、**齊藤鉄夫**

公明党代表からは、ご祝辞を頂戴しました。

また、**赤澤亮正**経済産業大臣からはビデオメッセージにてご挨拶を頂戴し、

鈴木憲和農林水産大臣からは祝電を賜りました。さらに、**山下隆一**中小企業庁長官には、経営改善普及事業・長官表彰の授与を行っていただきました。

そのほか、多くの国會議員、関係団体の皆様にもご臨席いただき、盛大に執り行われました。

首相のご祝辞は、首相官邸HPに全文掲載されています



首相のご祝辞「動画」はこちらから（首相官邸HP）



全国大会の動画（YouTube）6分50秒頃から全国大会の動画になります（日本NEWS）



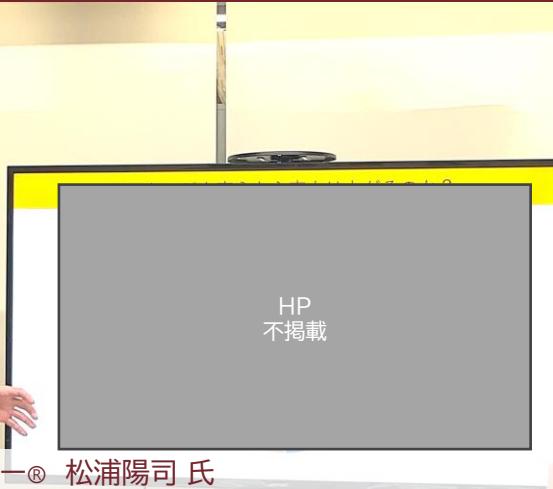
事業報告

商品開発セミナー &個別相談会

2025.11.10&11.11



パッケージマーケッター® 松浦陽司 氏



HP
不掲載

地域事業者の新商品開発力向上を目的として、11月10日（月）に『商品開発セミナー』を開催しました。

今回のセミナーには、パッケージマーケティングの第一人者、パッケージマーケッター® (株)パッケージ松浦 代表取締役 **松浦陽司 氏** そして、農林漁業・6次産業化分野の専門家 (株)食農夢創代表取締役 **仲野真人 氏** の2名を講師としてお招きしました。

第一部、松浦氏には「**価格で売るな、
価値で売れ！パッケージマーケティング**」について講演いただき、売上が伸びるパッケージの考え方、強いコンセプトのつくり方、差別化の方法 など、実例を交えながら分かりやすくお話しいただきました。

第二部、仲野氏には「**農林漁業を夢の
ある食産業へ創造する**」をテーマに、
6次産業化・輸出支援・先進事例の分析
など幅広い視点から、地域事業者が新商品開発を行う際の着眼点や成功のポイントを解説いただきました。

セミナー後、10日（月）・11日（火）には、両講師と NPO法人日本プロ農業総合支援機構（J-PAO）事務局長補佐官 主席コンサルタント 犬飼舜 氏 の3名体制で個別相談会を実施しました。

参加事業者の現状分析や商品アイデアの
方向性確認など、より具体的な検討を行
いました。個別相談会は 全4回を予定して
おり、新商品の試作品完成を目指して
います。

商工会では、引き続き地域事業者の販路
拡大・商品力強化に向けた支援を進めて
まいります。

仲野真人 氏



HP
不掲載

仲野真人 氏



HP
不掲載

セミナーの様子



個別相談会/左から犬飼氏、松浦氏、仲野氏

BCP作成相談会

2025.11.4

11月4日（火）、地震・台風などの自然災害や感染症の拡大など、近年高まる事業継続リスクへの備えを強化することを目的として「簡易版BCP作成相談会」を開催しました。

専門家によるオンライン指導のもと、参加事業者が**自社に合わせた簡易版BCP（事業継続計画）**の作成に取り組みました。

相談会ではまず、BCP策定の必要性や、災害時に優先すべき中核業務の整理方法、被害を軽減するための事前対策などについて分かりやすく解説が行われました。続いて、専門家の助言を受けながら、**自社が直面し得るリスクの洗い出し、緊急時における行動手順**など、実際の計画づくりに直結するワークを進めました。

商工会では今後も、会員事業者の防災力向上と事業継続体制の強化を支援してまいります。

HP
不掲載

2025.12.14

青年部女性部管外研修

HP
不掲載

12月14日（日）、京都経済センターにおいて、青年部女性部管外研修を開催しました。

京都府商工会連合会及び京都商工会議所など京都府の各種団体が事務所を置く経済センターを見学し、その後、株式会社Kurumi 代表取締役 佐々木 大氏を講師に招き、簡易金継ぎを学びました。

金継ぎ体験を通じて、失敗や欠点を価値に変える発想や、時間をかけて丁寧に仕上げる姿勢は、私たちの事業活動や人とのかかわり方にも通じるものがあり、大変有意義な学びとなりました。

SNS活用相談会

2025.11.6



相談会

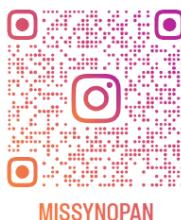
missynopan

ミッキーのぱん

パン屋

京都・南山城村の小さな天然酵母パン工房。
国産小麦と自家製酵母をゆっくり長時間発酵。
素材の味をいかし、ひとつひとつ丁寧に焼き上げています。
木津川の風がそよぐ村で、日常に寄り添う“やさしいパン”を。
朝の香り、昼のぬくもり、そして誰かに分けたくなる味をお届け
お問い合わせは、お電話のみ受け付け

南山城村北大河原北垣内53-2, Soraku-gun, Kyoto, Japan 6191411



obentouyamachan

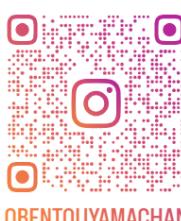
お弁当屋 山ちゃん 京都南山城村

日替わり弁当で南山城村の美味しいお米と野菜、召し上がり
毎朝注文を聞いて、できあてをお昼にお届け

- 手作りだから美味しい
- 南山城村・笠置町は配達OK
- LINE・電話・FAXでかんたん注文
- 2016年からずっと「笑顔と真心」をお届け

#日替わり弁当 #お昼ごはん #手作り弁当

京都府相楽郡南山城村北大河原北垣内21, Soraku-gun, Kyoto, Japan 6191411
www.yamachan-bento.com



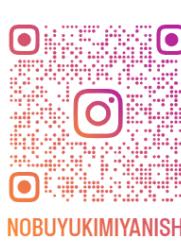
nobuyukimianishi

南山城村 森のカフェ (ピザ・パスタ) ガーデンカフェ ミーム

喫茶店

南山城村の森の中にある隠れ家カフェ
店で育てた平飼いたまごのカルボナーラが絶品！
駐車場10台／JR月ヶ瀬駅・道の駅から徒歩8分
ペットと一緒に楽しめるテラス席あり
営業時間 9:30～16:00 金土は20時まで
ディナー希望の方はご予約を

京都府相楽郡南山城村北大河原下中谷27, Soraku-gun, Kyoto, Japan 6191411



11月6日（木）、「SNS活用術（個別相談会）」を開催し、3事業所が参加されました。

講師には、中小企業診断士で経営革新等認定支援機関として幅広い企業支援に携わり、京都知恵の経営ナビゲーターとしても活動する **岩橋マネジメントサービス 代表 岩橋 亮 氏** をお招きし、実践的な **SNS活用のポイント** を丁寧に指導いただきました。

相談会では、まず ミッキーのぱん様が Instagramアカウントの開設から初投稿までを完了。店舗や商品の魅力をどのように表現するか、実際に操作しながら学びました。

山ちゃん様は、動画投稿について、より視聴者に伝わる構成や撮影の工夫など応用編を中心に相談。投稿の質を高めるアドバイスが行われました。

さらに ガーデンカフェ ミーム様は、店舗までのアクセスを紹介する動画を実際に作成・投稿。お客様からは分かりやすいと好評を得ており、来店促進につながる発信方法を実践的に習得しました。

参加者からは「すぐ活かせる内容だった」「動画投稿まで一緒に進められて自信がついた」といった声が寄せられました。

商工会では、引き続き会員事業者のSNS活用力向上に向けた支援を行ってまいります。



カスハラ対策義務化!?

近年、顧客などからの暴行やひどい暴言、不当な要求など「カスタマーハラスメント（いわゆるカスハラ）」が社会問題化しています。これを受け、2025年6月に法改正が行われ、企業等にはカスハラ防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられることになりました。『**国内の全ての企業を対象に2026年10月に対策を義務づける方針**』企業等が講すべき措置の具体的な内容については今後法律に基づく指針で定められます。

カスハラとは

一般に、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を「カスハラ」といいます。本来、顧客などからのクレームは、商品・サービスや接客態度などに対し不満などを訴えるもので、それ自体が問題とはいえず、業務改善や新たな商品開発などにつながるものもあります。しかし、クレームの中には、過剰な要求を行ったり、商品・サービスに不当な言いがかりをつけたりするものもあります。そのような不当・悪質なクレームはカスハラに該当する可能性があり、従業員本人に過度なストレスをかけるほか、企業等にも多大な損失を招くことが想定されるため、企業等はこれらから従業員を守る対応をとることが求められます。

カスハラに該当しうる例

業種や業態により態様は異なりますが、一般にカスハラに該当しうるものとして、以下のような場合や言動が想定されます。（厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」より）

① 顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合

- ◆企業等の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ◆要求内容が、企業等の提供する商品・サービスとは関係がない場合

② 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動

＜要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いもの＞

- ◆身体的・物理的な攻撃（暴行・傷害） ◆精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- ◆威圧的な言動 ◆継続的な、執拗な言動 ◆拘束的な言動（不退去、居座り、監禁） ◆差別的な言動
- ◆性的な言動 ◆従業員個人への攻撃・要求 ◆土下座の要求

＜要求内容の妥当性に照らし不相当とされる場合があるもの＞

- ◆商品交換の要求 ◆金銭補償の要求 ◆謝罪の要求（注）

（注）土下座の要求は要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いものと想定されています。

なお、カスハラに類する行為は、暴行罪、器物損壊罪などの犯罪行為にも該当する可能性があります。

厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」より、実際に企業が受けたカスハラに類する行為として、次のような行為が確認されました。

- ◆長時間の電話 ◆頻繁に来店し、その度にクレームを行う ◆大声での恫喝、罵声、暴言を繰り返す
- ◆当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な攻め立て ◆物を壊す、殺すといった発言による脅し
- ◆インターネット上の投稿（従業員の氏名公開） など



企業等に義務化されるカスハラ対策と従業員の顧客対応の改善点

企業等は労働者からの相談に応じ、カスハラに適切に対応するための体制整備などが義務化されます。

企業等におけるカスハラ対策の基本的な枠組み

＜カスハラを想定した事前の準備＞

- ①従業員を守るという企業等の基本方針・姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ②カスハラを受けた従業員の相談対応体制の整備
- ③対応方法、手順の策定
- ④従業員への社内対応ルールの教育・研修

＜実際にカスハラが起きた際の対応＞

- ⑤事実関係の正確な確認と対応
- ⑥カスハラを受けた従業員への配慮措置
- ⑦再発防止の取組
- ⑧以上の①から⑦と併せ、相談した従業員のプライバシー保護措置を講じ、相談者である従業員に対し不利益な取扱いをしないことを定め、従業員に周知

業界共通の対応方針作り

顧客対応の改善も課題

顧客などからの商品・サービスの問題点や欠陥の指摘に対し、従業員の対応のまずさがきっかけとなり、カスハラに至るケースも少なくありません。カスハラを予防するためには、従業員研修などを通じた顧客対応力強化、苦情・クレームがあった場合の対応マニュアルの整備などとともに、対応者を一人にさせないことや組織として対応することも効果的であると考えられます。



詳細は政府広報HPをご参照ください

顧客がカスハラ加害者とならないためのコミュニケーション

顧客と従業員などとの間で「勘違い」「すれ違い」を招かない上手なコミュニケーションがカスハラ問題の解決の糸口

- ✓ ひと呼吸、おこう 感情的な言動にならないように、まずはひと呼吸おいて冷静に。気持ちを落ち着けましょう。
- ✓ 具体的に伝えよう 何を、どのようにしてほしいのか、また、その理由について、相手に分かるように具体的に伝えましょう。
- ✓ 相手の話を最後まで聞こう 一方的に話をていませんか。相手の言い分や理由を最後までしっかり聞いて、理解するようにしましょう。
- ✓ 相手（従業員など）の立場を理解しよう 担当者によってはすぐに対応ができない場合もあるかもしれません。
- ✓ 相手に敬意を持って接しよう 顧客も従業員も同じ「人間」です。お互いに敬意をもって、相手を思いやり、尊重し合うことが大切です。

所得税・消費税の

決算申告相談会

相談
無料



Yukari Matsuoka

日 時

2026年 2月 19日(木)・24日(火)
3月 4日(水)・9日(月)

9:30-17:00 (受付16:00まで) *下表のとおり

予約制

講 師

松岡ゆかり 税理士

会 場

南山城村商工会館 研修室

定 員

各日先着 7名様 *要予約

* 一事業所様の相談時間は、最大50分までとなります。

2月 19日 (木)	2月 24日 (火)	3月 4日 (水)	3月 9日 (月)
① 9:30-	① 9:30-	① 9:30-	① 9:30-
② 10:30-	② 10:30-	② 10:30-	② 10:30-
③ 11:30-	③ 11:30-	③ 11:30-	③ 11:30-
④ 13:00-	④ 13:00-	④ 13:00-	④ 13:00-
⑤ 14:00-	⑤ 14:00-	⑤ 14:00-	⑤ 14:00-
⑥ 15:00-	⑥ 15:00-	⑥ 15:00-	⑥ 15:00-
⑦ 16:00-	⑦ 16:00-	⑦ 16:00-	⑦ 16:00-

予 約

南山城村商工会



0743-93-0100

«予約受付 1月5日~»

相談日に必要書類
をお忘れなく!!

*裏面チェックリストをご参照ください



決算申告相談チェックリスト

予約日

月 日() / 午前
午後

時 分~



相談日の持ち物

✓

※	USBメモリまたはCD-R	e-taxまたは代理送信したデータを保存しておく媒体をお持ちください。商工会ではデータの保存をいたしません。
1	昨年の確定申告等控え «保存したデータ(CD-R/USBメモリ等)»	令和6年確定申告控え/(青色)決算書/(白色)収支報告書等 ※代理送信の場合、昨年度データを保存した媒体をお持ちください
2	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード (写しによる確認の場合は、表面及び裏面の写しが必要)
3	マイナンバーカードをお持ちでない方 «右記①+②をご準備ください»	①<番号確認書類> 通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写し等のうちいずれか一つ ②<身元確認書類> 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート等のうちいずれか一つ
4	扶養している者や事業専従者がいる方	その者のマイナンバーが分かるもの
5	税金の還付を受ける申告をされる方	申告される方名義の預貯金口座番号がわかるもの
6	給与収入がある方	申告する年分(令和7年)の給与所得の源泉徴収票
7	公的年金等を受給されている方	申告する年分(令和7年)の公的年金等の源泉徴収票
8	事業所得等その他収入がある方	収入金額及び必要経費が分かる書類等 ※事業所得、不動産所得等のある方は、青色申告決算書 または収支内訳書を作成して(下書きか収入及び経費等を それぞれ集計したメモでも可)お持ちください
9	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書、医療費通知(原本) (集計してお持ちください。保険給付や高額療養費等があれば、それらの金額も必要です)
10	社会保険料控除を受ける方	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等(※1)
11	小規模企業共済等掛金控除を受ける方	支払った掛金額の証明書(※1)
12	生命保険料・地震保険料控除を受ける方	保険会社等が発行する支払額などの証明書(※1)
13	寄附金控除を受ける方	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(※2)
14	予定納税をされている方	予定納税額が記載された通知書等金額がわかるもの
15	消費税申告をされる方	令和5年 & 令和6年の消費税申告書控え
		はじめて消費税申告をされる方は、令和5年の所得税控え
		中間納付がある方は通知書
		税率ごとに区分された帳簿等※ ※簡易課税制度をご利用の場合、それぞれの税率ごとの売上が把握できるもの。 ※簡易課税制度をご利用の場合で2種以上の業種を営む場合はそれぞれの売上が把握できるもの。 ※本則課税制度をご利用の場合、標準および軽減税率の両方の取引がある方は、それぞれの 税率ごとの売上・仕入・各経費額の把握できるもの。

※1 給与所得者が既に年末調整で控除を受けている場合は不要です。

※2 ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができませんので、「寄附金受領証明書」が必要です。

*** (特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方、住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除などを受ける方は事前に窓口設置のパンフレットをご参照ください。

※ここでは確定申告の際にお持ちいただくもののうち、主なものを掲載しております。ご不明な点がありましたら事前に商工会までお問合せください。